

# 岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 2 7 年 2 月

岐 阜 県

# 目 次

序 章	1
第 1 章 計画の目的及び基本的事項	2
第 1 節 計画の目的	2
第 2 節 計画の基本的事項	2
1 計画期間	2
2 計画の対象	2
3 期限内処理	2
4 確実かつ適正な処理体制	2
5 計画の見直し	2
第 2 章 PCB 廃棄物の保管量、使用量及び処分量の見込み	3
第 1 節 現状	3
1 PCB 廃棄物の保管量及び処分量	3
2 PCB 使用製品の使用状況	4
3 PCB 廃棄物の処分量	5
第 2 節 PCB 廃棄物の処分量の見込み	6
第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制	7
第 1 節 PCB 廃棄物の処理体制の現状	7
1 高圧トランス等及び廃 PCB 等の処理について	7
2 柱上トランス及び PCB を含む油の処理について	9
3 安定器等の処理について	11
4 低濃度 PCB 廃棄物	11
5 PCB 廃棄物の処理体制及び処理完了期限のまとめ	13
第 2 節 PCB 廃棄物の処理体制の確保のための方策	14
1 国の基本計画による広域的な処理体制	14
2 収集運搬体制の確保	14
第 4 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	15
第 1 節 県市の役割	15
1 PCB 廃棄物の実態把握	15
2 PCB 廃棄物の適正処理等の監視、指導	15
3 関係機関等との連携	15
4 PCB 廃棄物の処理基金による処理の推進	17
5 県民の理解を深めるための方策	17
第 2 節 保管事業者等の役割	18
1 保管事業者の役割	18
2 家電製品製造者の役割	18
第 3 節 収集運搬業者等の役割	19
第 4 節 処分業者等の役割	19

## 序 章

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件（食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を発生させた事件）の発生等をきっかけに、PCBの毒性が問題化した。さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、PCBの製造、輸入が事実上禁止になった。

その後30年以上経過したが、PCBの処理体制の整備は整わず、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）における保管が長期化するなか、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うPCB廃棄物の紛失が発生し、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念されてきた。

このため、国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、この法律に基づき国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、拠点的広域処理施設を全国で5箇所整備しPCB廃棄物の処理が進められてきた。

本県においても、PCB特別措置法第7条に基づき、平成20年3月に岐阜県PCB廃棄物処理計画を策定し、日本環境安全事業株式会社豊田事業所（現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所）において、県内PCB廃棄物の計画的な処理を進めてきた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの当該処理に係る事業の完了が困難となったため、国は、平成24年12月にPCB廃棄物の処理期限を定める政令を改正し、PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月とすることとした。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したが、これら微量のPCBにより汚染された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における無害化処理認定制度を活用した処理体制が作られ、平成22年から処理が始まっている。

このほか、微量のPCBに汚染された柱上トランスについては、平成13年から電力会社が自社処理に取り組み処理を進めている。

これまでの取組により、PCB特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえる。しかし、PCBの処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理完了に向け、事業者及び行政が、この問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。

この処理計画は、このような認識の下、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、必要な事項を定めるものであり、平成26年6月に国が変更した基本計画との整合性を図ったものである。

## 第1章 計画の目的及び基本的事項

### 第1節 計画の目的

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 第2節 計画の基本的事項

#### 1 計画期間

本計画は、平成27年4月から、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月までを計画期間とする。

#### 2 計画の対象

本計画は、岐阜県内のPCB廃棄物を対象とする。なお、PCB廃棄物の種類は表2-1（第2章）の「廃棄物の種類」のとおりである。

#### 3 期限内処理

PCB特別措置法の届出がされていないPCB廃棄物及び現在使用中であるPCBを使用した製品（以下「PCB使用製品」という。）の把握に努める。

PCB廃棄物については、国の基本計画に基づく広域的処理に従い中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各PCB処理事業所における処理期間に応じて処理する。ただし、第3章第1節4で定める低濃度PCB廃棄物については、PCB特別措置法で定める期限までに処理する。

全てのPCB廃棄物について、1日でも早く、安全かつ適正に処理を完了する。

#### 4 確実かつ適正な処理体制

国、県及び岐阜市（以下「県市」という。）、保管事業者、PCB廃棄物処理施設及び無害化処理施設等を設置する者並びに収集運搬者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に努めるとともに、各々が連携して計画的な処理の推進を図るものとする。

なお、高圧トランス等を多量に保管・使用している事業者は、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、計画的な処理を行うものとする。

#### 5 計画の見直し

本計画は、国の基本計画の改定及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分量の見込み

### 第1節 現状

#### 1 PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物の種類別の保管量（平成26年3月末現在）は、表2-1のとおりである。

表2-1 PCB廃棄物の保管量（平成26年3月末現在）

廃棄物の種類		保管事業場数	保管量
高圧トランス		29	124台
高圧コンデンサ		590	1,826台
低圧トランス		7	59台
低圧コンデンサ		66	8,548台
柱上トランス		9	34,583台
安定器		299	74,849台
その他の大型機器		—	—
その他の小型機器		19	238台
PCB（濃度100%）		2	0.170 t
PCBを含む油	PCBを含む油	21	44.806 t
	電力会社が自ら処理するPCBを含む油	2	0.877 t
	PCBを含む油（低濃度）	25	13.878 t
感圧複写紙		3	2.858 t
ウエス	ウエス	30	14.908 t
	ウエス（低濃度）	3	2.051 t
微量PCB汚染物 （ウエスを除く）		556	8,878台
汚泥		4	3.674 t
その他PCB汚染物		56	0.416 t

注1) 「その他大型機器」と「その他の小型機器」の区分は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所の機器登録の際の指定により区分する。

注2) 「PCBを含む油（低濃度）」及び「ウエス（低濃度）」とは、第3章第1節4の表3-7で定める低濃度PCB廃棄物に該当する油及びウエスをいう。

注3) 「微量PCB汚染物」とは、PCB汚染物のうち、微量PCB汚染絶縁油（※）が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された電気機器等が廃棄物となったものをいう。

※「微量PCB汚染絶縁油」とは、廃PCB等のうち、電気機器又はOFケーブルに使用されたPCBを使用していないとする絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものをいう。

注4) 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他PCB汚染物」については、容量で届出されたものについては、 $1\text{ m}^3 = 1\text{ t}$ に換算して計上した。

## 2 PCB使用製品の使用状況

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から届出があったPCB使用製品の種類の使用量(平成26年3月末現在)は、表2-2のとおりである。

表2-2 PCB使用製品の使用量(平成26年3月末現在)

廃棄物の種類	事業場数	使用量
高圧トランス	9	15台
高圧コンデンサ	49	322台
低圧トランス	2	2台
低圧コンデンサ	1	1台
柱上トランス	2	136,000台
安定器	11	1,984台
その他の大型機器	—	—
その他の小型機器	3	25台
微量PCB汚染物 (ウエスを除く)	122	1,156台

### 3 PCB廃棄物の処分量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から届出があったこれまで（平成20年4月から平成26年3月まで）に処分されたPCB廃棄物の種類別の処分量（平成26年3月末現在）は、表2-3のとおりである。

表2-3 PCB廃棄物の処分量（平成26年3月末現在）

廃棄物の種類	処分量
高圧トランス	104台
高圧コンデンサ	1,756台
低圧トランス	4台
低圧コンデンサ	744台
柱上トランス	2,730台
安定器	0台
その他の大型機器	—
その他の小型機器	0台
PCB（濃度100%）	0 t
PCBを含む油	87.451 t
感圧複写紙	0 t
ウエス	0 t
微量PCB汚染物 （ウエスを除く）	292台
汚泥	0 t
その他PCB汚染物	0 t

## 第2節 PCB廃棄物の処分量の見込み

県内のPCB廃棄物の処分量は、現在保管されているPCB廃棄物に現在使用されているPCB使用製品を加えた量とし、その種類別処分見込量は表2-4のとおりである。

なお、今後新たにPCB廃棄物となるものが把握された場合は、順次処分見込量にその量を加えることとする。

表2-4 PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類		保管量	発生量	処分見込量
高圧トランス		124台	15台	139台
高圧コンデンサ		1,826台	322台	2,148台
低圧トランス		59台	2台	61台
低圧コンデンサ		8,548台	1台	8,549台
柱上トランス		34,583台	136,000台	170,583台
安定器		74,849台	1,948台	76,797台
その他の大型機器		—	—	—
その他の小型機器		238台	25台	263台
PCB（濃度100%）		0.170 t	0 t	0.170 t
PCBを含む油	PCBを含む油	44.806 t	0 t	44.806 t
	電力会社が自ら処理するPCBを含む油	0.877 t	柱上トランスの処分に伴い随時発生する。	
	PCBを含む油（低濃度）	13.878 t	0 t	13.878 t
感圧複写紙		2.858 t	0 t	2.858 t
ウエス	ウエス	14.908 t	0 t	14.908 t
	ウエス（低濃度）	2.051 t	0 t	2.051 t
微量PCB汚染物 （ウエスを除く）		8,878台	1,156台	10,034台
汚泥		3.674 t	0 t	3.674 t
その他PCB汚染物		0.416 t	0 t	0.416 t

注1) 「発生量」とは、PCB使用製品の使用量と同値である。

### 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制

#### 第1節 PCB廃棄物の処理体制の現状

##### 1 高圧トランス等及び廃PCB等の処理について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、豊田市内に拠点的広域処理施設を設置し、東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）を処理対象区域とし、高圧トランス等（高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、その他の大型機器）及び廃PCB等（PCB及びPCBを含む油）の処理を平成17年9月から開始し、県内の高圧トランス及び廃PCB等については平成20年度から処理を進めている。

処理期限は、平成26年6月に変更された国の基本計画で定める平成35年3月とする。

なお、車載トランスについては中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所以外に北九州PCB処理事業所、大阪PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所で処理し、特殊コンデンサ（炭化したコンデンサ等）については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所で処理する。各PCB処理事業所の処理期限は、北九州PCB処理事業所が平成31年3月、大阪PCB処理事業所が平成34年3月、東京PCB処理事業所が平成35年3月とする。

表3-1 高圧トランス等及び廃PCB等の処分量

廃棄物の種類	処分量	
	～25年度（実績）	26年度～34年度
高圧トランス	104台	139台
高圧コンデンサ	1,756台	2,148台
低圧トランス	4台	61台
低圧コンデンサ	744台	8,549台
その他の大型機器	—	—
PCB(濃度100%)	0 t	0.170 t
PCBを含む油	0 t	44.806 t

注) 表3-1の「PCBを含む油」とは、微量PCB汚染絶縁油及び低濃度PCB含有廃油（※）を除いたものをいう。

※「低濃度PCB含有廃油」とは、PCB濃度が5,000mg/kg以下のもので、微量PCB汚染絶縁油を除いた油をいう。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社各PCB処理事業所の処理施設の概要は表3-2-1から3-2-4のとおりである。

表3-2-1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所の概要

項 目	内 容
設置場所	愛知県豊田市細谷町3丁目
処理対象区域	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県 大阪事業所処理区域内の一部機器
処理能力	1.6t/日
処理開始	平成17年9月
計画的処理完了期限	平成35年3月
事業終了準備期間	平成35年4月～平成38年3月
事業終了	平成38年3月

注1) PCB処理能力は、PCB（濃度100%）の分解能力である。

注2) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。

注3) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。

表3-2-2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所の概要

項 目	内 容	
設置場所	福岡県北九州市若松区響町1丁目	
処理対象区域	高圧トランス・コンデンサ等	安定器等・汚染物
	北九州事業所処理区域 豊田事業所処理区域内の一部機器 東京事業所処理区域内の一部機器	北九州事業所処理区域 大阪事業所処理区域 豊田事業所処理区域
処理能力	1.5t/日	10.4t/日 (安定器等・汚染物量)
処理開始	平成16年12月	平成21年7月
計画的処理完了期限	平成31年3月	平成34年3月
事業終了準備期間	平成31年4月～平成34年3月	平成34年4月～平成36年3月
事業終了	平成34年3月	平成36年3月

表 3-2-3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の概要

項 目	内 容
設置場所	大阪府大阪市此花区北港白津 2 丁目
処理対象区域	大阪事業所処理区域 豊田事業区域内の一部機器
処理能力	2.0 t / 日
処理開始	平成 18 年 10 月
計画的処理完了期限	平成 35 年 3 月
事業終了準備期間	平成 35 年 4 月～平成 38 年 3 月
事業終了	平成 38 年 3 月

表 3-2-4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社東京 PCB 処理事業所の概要

項 目	内 容
設置場所	東京都江東区青海 3 丁目地先
処理対象区域	東京事業所処理区域 豊田事業区域内の一部機器
処理能力	2.0 t / 日
処理開始	平成 17 年 11 月
計画的処理完了期限	平成 35 年 3 月
事業終了準備期間	平成 35 年 4 月～平成 38 年 3 月
事業終了	平成 38 年 3 月

## 2 柱上トランス及び PCB を含む油の処理について

柱上トランスについては、県内の電力供給区域の大部分を占める中部電力株式会社  
が、ほぼ全量を保有しており、供給区域内において保管中及び使用中のものを自ら処  
分することとしている。

また、県内の電力供給区域の一部において、関西電力株式会社が保有している柱上  
トランス及び北陸電力株式会社が保有している PCB を含む油についても、同社が自  
ら処分することとしている。

なお、処理期限は PCB 特別措置法で定める平成 39 年 3 月とする。

表 3-3 柱上トランス及び電力会社が自ら処理する PCB を含む油の処分量

廃棄物の種類	処分量 26年度 ~ 38年度
柱上トランス (容器及び部材)	170,583台
電力会社が自ら処理する PCB を含む油	0.877 t ※柱上トランスの処分に 伴い随時発生する。

中部電力株式会社の供給区域内における柱上トランスの処理施設の概要は表 3-4-1 及び 3-4-2 のとおりである。

表 3-4-1 中部電力株式会社の処理施設の概要 (柱上トランス容器・部材)

項 目		内 容
設置場所		愛知県海部郡飛島村東浜 3 丁目 5 番地
処理対象		柱上トランスの容器・部材
処理能力等	容器・部材	100 t / 日
	処理方式	溶剤洗浄法
処理開始		平成 20 年 5 月
処理終了		平成 28 年 7 月

表 3-4-2 中部電力株式会社の処理施設の概要 (微量 PCB を含む絶縁油)

項 目		内 容
設置場所		愛知県名古屋市港区潮見町 3 7 番 6
処理対象		低濃度 PCB 絶縁油
処理能力等	絶縁油	22 t / 日
	処理方式	脱塩素化分解方式
処理開始		平成 17 年 2 月
処理終了		平成 39 年 3 月

### 3 安定器等の処理について

安定器、その他の小型機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥及びその他PCB汚染物については、国の基本計画の改定により中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所で処理する。

なお、処理期限は平成34年3月とする。

表3-5 安定器等の処分量

廃棄物の種類	処分量 26年度～33年度
安定器	76,797台
その他の小型機器	263台
感圧複写紙	2.858 t
ウエス	14.908 t
汚泥	3.674 t
その他	0.416 t

注1) 表3-5の「ウエス」とは、微量PCB汚染絶縁油に汚染されたもの及びPCB濃度が5,000mg/kg以下のものを除いたものをいう。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所の処理施設の概要は表3-2-2のとおりである。

### 4 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、微量PCB汚染廃電気機器等と低濃度PCB含有廃棄物から構成される。

#### (1) 微量PCB汚染廃電気機器等

微量PCB汚染廃電気機器等とは、微量PCB汚染絶縁油及び微量PCB汚染物のことであり、使用中のものを含め、全国で電気機器が約120万台、OFケーブルが約1,400km存在すると推計されている。

#### (2) 低濃度PCB含有廃棄物

PCB濃度が5,000mg/kg以下のもので、微量PCB汚染廃電気機器等を除いたPCB廃棄物をいう。

低濃度PCB廃棄物については、中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携し、処理対象量の把握に努めるとともに、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は各都道府県知事が許可する処理施設により平成39年3月までに処理する。

表 3-6 低濃度 PCB 廃棄物の処分量

廃棄物の種類	処分量 26年度 ~ 38年度
微量 PCB 汚染物 (ウエスを除く)	10,034台
PCB を含む油 (低濃度)	13.878 t
ウエス (低濃度)	2.051 t

注 1) 表 3-6 の「PCB を含む油 (低濃度)」は、微量 PCB 汚染絶縁油及び低濃度 PCB 含有廃油をいう。

注 2) 表 3-6 の「ウエス (低濃度)」は、微量 PCB 汚染絶縁油に汚染されたもの及び PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下のものをいう。

低濃度 PCB 廃棄物の処理施設は環境省ホームページに掲載された「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」のとおり。

5 PCB廃棄物の処理体制及び処理完了期限のまとめ

表3-7 本県に係るPCB廃棄物の処理体制及び処理期限のまとめ

廃棄物の種類	処理施設	処理完了期限
高圧トランス等 廃PCB等	中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田PCB処理事業所	平成35年3月
車載トランス	中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田PCB処理事業所	平成35年3月
	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州PCB処理事業所	平成31年3月
	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所	平成35年3月
	中間貯蔵・環境安全事業(株) 東京PCB処理事業所	平成35年3月
特殊コンデンサ	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所	平成35年3月
安定器等	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州PCB処理事業所	平成34年3月
低濃度PCB廃棄物	無害化処理施設等	平成39年3月 (PCB特別措置法による 期限)
柱上トランス及び電力 会社が自ら処理するP CBを含む油	自社による処理 (電力会社保有分)	

## 第2節 PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策

### 1 国の基本計画による広域的な処理体制

東海4県の高圧トランス等及び廃PCB等は、拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所において処理することを基本とし、円滑な処理が困難なものについては中間貯蔵・環境安全事業株式会社の他のPCB処理事業所において処理する。また、安定器等は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所において処理する。

このため、県市は、これらPCB廃棄物の処理が当施設で円滑に行われるよう、国、関係自治体及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が参加する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」（以下「東海地区広域協議会」という。）等において必要な調整を図るとともに、必要に応じて他の事業地区の広域協議会と協議、調整を行う。

また、保管事業者及び処理業者に対して、各広域協議会で定めた方針等の周知を図る。

### 2 収集運搬体制の確保

県内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう収集運搬体制を構築する必要がある。

このため、県市は、処理施設への計画的な搬入、運搬経路、保管事業者への指導及び緊急時の連絡体制等に関して、処理事業地区及び通過地区の各広域協議会において必要な調整を図る。

また、収集運搬業者に対しては、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「収集・運搬ガイドライン」という。）の遵守のほか、GPSを利用した車両運行管理システムの整備を指導し、保管事業者に対しては、計画的な処分の実施を啓発、指導することにより確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図る。

## 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

### 第1節 県市の役割

県市は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、次の施策を実施する。

#### 1 PCB廃棄物及びPCB使用製品の実態把握

- ・ 保管事業者に対し、PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出が毎年確実に行われるよう指導を徹底する。
- ・ また、PCB使用製品の使用を廃止した事業者の把握に努め、保管状況等の届出指導を行う。
- ・ 事業者に対してPCB使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努める。

#### 2 PCB廃棄物の適正処理等の監視、指導

- ・ 保管事業者に対し、「PCB廃棄物保管事業者等に係る指導要領」により立入検査等を行い、廃棄物処理法で定める保管基準の遵守を指導する。
- ・ PCB廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は、保管事業者に対し追跡調査や支障の除去のための応急措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- ・ PCB廃棄物が処理期限内に安全かつ確実に処理されるよう、保管事業者に対して周知、啓発を図る。
- ・ PCB使用製品の使用事業者に対し、できるだけ早期の代替品への転換及び処理期限内の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。
- ・ 電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量PCB汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報を提供する。
- ・ PCB廃棄物の収集運搬業者に対し、収集・運搬ガイドライン並びに処理事業地区及び通過地区の各広域協議会が定める指導方針の遵守を徹底するとともに、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう監視、指導を行う。
- ・ PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在させないよう、建設リサイクル法に基づく解体等の届出時や、講習会等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、他の廃棄物と分別して保管事業者へ引き渡すことについて周知啓発に努める。

#### 3 関係機関等との連携

- ・ 拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社各PCB処理事業所において、東海4県のPCB廃棄物が計画的に処理されるよう、各広域協議会において、関係自治体の処理計画や収集運搬業者の許可水準、緊急時連絡体制の整備など必要な事項について調整を図る。
- ・ 豊田事業所等の処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県市は広域協議会を通じて、当該地元自治体に対して必要な協力を行うこととする。

- ・ 国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力してP C B廃棄物の未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに処理が行われるよう、必要な指導等を行うものとする。
- ・ 中部近畿産業保安監督部と連携して、P C B使用製品を使用している事業者及びP C B使用製品の使用を廃止した事業者の把握に努め、それらの事業者に対して、廃棄物処理法の保管基準の遵守や、P C B特別措置法に基づく届出及び処理期限内の処分を指導する。
- ・ 警察、関係自治体と連携し、一体となって不適正処理の防止の徹底を図る。

#### 4 PCB廃棄物の処理基金による処理の推進

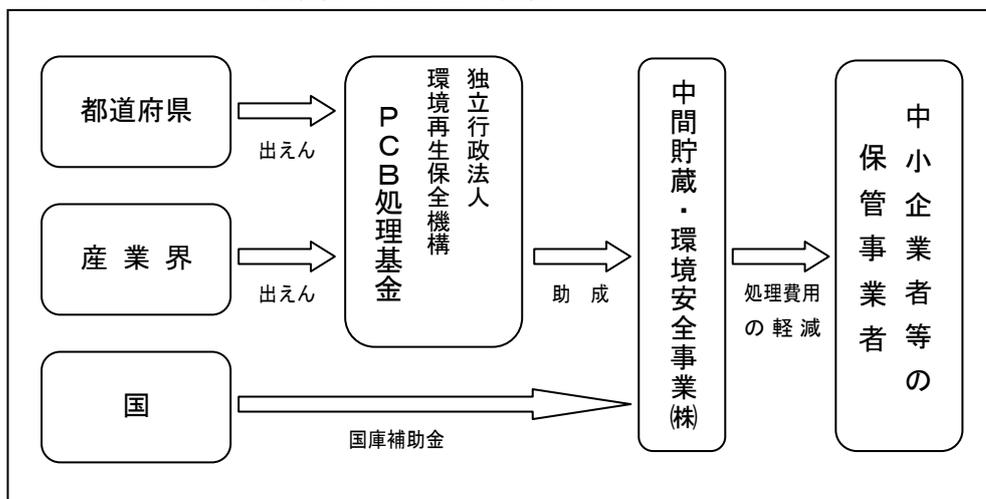
廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、PCB廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければならない。

一方、PCB廃棄物については、高額な処理費用を要すると見込まれ、中小企業者にとって経済的に大きな負担となることから、国は、平成13年度から国、都道府県及び産業界の拠出による「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）に設置した。この基金により、一定範囲の中小企業者、法人、個人が保管しているPCB廃棄物のうち高圧トランス及び高圧コンデンサの処理費用の負担軽減が図られている。さらに平成26年4月からは、対象となる範囲が学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人以外の法人及び破産等に伴いPCB廃棄物を保管することとなった個人にも拡大された。

PCB廃棄物処理基金の仕組みは図4-1のとおりである。

- ・ 県は、平成13年度から毎年この基金に出えんしているが、県内のPCB廃棄物の早期処理を促進するため、引き続き基金に出えんする。

図4-1 PCB廃棄物処理基金の概要



#### 5 県民及び事業者の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、県民及び事業者の理解を得て、その協力のもとに施策を実施することが不可欠である。

- ・ PCB廃棄物の性状や処理の安全性確保に関する情報、PCB廃棄物の保管及び処分の状況、並びにPCB廃棄物の計画的な処理に関する情報等をパンフレットやインターネット等の媒体を活用してPCBに関する正しい情報を広く提供する。

## 第2節 保管事業者等の役割

### 1 保管事業者の役割

保管事業者は、表3-7で定める廃棄物の種類、処理施設、処理完了期限の区分に従って、确实かつ適正にPCB廃棄物を処分する必要がある。

また、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法で定める保管基準に従って適正に保管しなければならない。

このほか、保管事業者は、次の事項を履行する必要がある。

- ・ PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの管理を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ・ PCB特別措置法の規定に基づき、保管及び処分の状況を毎年、知事又は岐阜市長に届け出を行うとともに、PCB廃棄物の紛失等の防止を徹底する。
- ・ 処分を委託する際には、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処理期限内に确实に処分するため、処分業者と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する場合は、収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- ・ 東海地区広域協議会で定めた「東海地区におけるPCB廃棄物保管事業者等への指導方針」に基づいて、高圧トランス等を20台以上保管・使用する事業者（以下「多量保管事業者」という。）にあつては、県処理計画に即し、処分業者と受入計画の調整を行ったうえで、PCB廃棄物の適正な保管、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、県市に報告するとともに、計画的な処理に努める。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。

なお、PCB使用製品の使用事業者にあつては、できるだけ早期にその使用を中止し、処理期限までに确实かつ適正に処分するよう努める。

### 2 家電製品製造者の役割

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBが使用された部品を含むものがある。これらのうち、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となるテレビ及びルームクーラーについては、製造者がPCBが使用された部品を取り外し保管する。また、市町村が収集した電子レンジについても同様とする。

### 第3節 収集運搬業者等の役割

PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下、「収集運搬業者」という。）及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者は、PCB廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行する必要がある。

- ・ 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準、収集・運搬ガイドライン並びに県市、各広域協議会及び関係自治体が定める輸送規制等を遵守する。
- ・ 収集運搬時の事故等、緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ・ 県内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、収集運搬業者は、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運搬車両ごとの運行管理を適切に行う。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。

### 第4節 処分業者等の役割

処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者は、PCB廃棄物の処分が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行する必要がある。

- ・ 処理施設の整備及び稼動に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法で定める処分の基準を遵守しなければならない。
- ・ 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ・ 処分業者は、PCB廃棄物が表3-7で定める廃棄物の種類、処理施設、処理完了期限の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう、受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ・ PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、PCB廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るよう努める。
- ・ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ・ PCB廃棄物については、保管事業者において長期間の保管が継続してきたことから、破産等により継続的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、県市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県市が実施する施策に協力する。